

# 基本刑法 I [第3版] 訂正表

※誤りを訂正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	1刷	2刷以下
(執筆 紹介)	豊田兼彦 (とよた・かねひこ) 大阪大学大学院法務研究科教授	大阪大学大学院法学研究科教授

頁数	修正箇所 (2刷)	修正後 (3刷)
p 10	コラム内 1行目および4行目 「 <u>レ</u> ジューム」	→以下に修正 「 <u>レ</u> ジーム」
p 16	上から 12行目 「各省が定める～」	→以下に修正 「各省 <u>大臣</u> が定める～」
p 26	上から 1行目および3行目および4行目 「反射運動」	→以下に修正 「 <u>反</u> 射的運動」
p 39	本文中下から 1行目 「第5 柏丸事件」	→以下に修正 「第5 柏 <u>島</u> 丸事件」
p 49	上から 17行目 「法文上『 <u>に</u> よって』という～」	→以下に修正 「法文上『 <u>よ</u> って』という～」
p 61	下から 9行目 「病 <u>人</u> である A の～」	→以下に修正 「病 <u>者</u> である A の～」
p 68	上から 10 - 11行目 「客観的相当因果関係の対立～」	→以下に修正 「客観的相当因果関係 <u>説</u> の対立～」
p 72	上から 13行目 「因果関係 <u>を</u> 有無」	→以下に修正 「因果関係 <u>の</u> 有無」
p 76	上から 14行目	

	「 <u>過</u> った治療方法」	→以下に修正 「 <u>誤</u> った治療方法」
p 100	下から 4 行目 「決意して <u>望</u> んだ」	→以下に修正 「決意して <u>臨</u> んだ」
p 112	上から 10 行目 「 <u>法定的符号説</u> によれば～」	→以下に修正 「 <u>数故意犯説</u> によれば～」
p 112	下から 2 行目 「 <u>法定的符号説</u> からは、～」	→以下に修正 「 <u>法定的符号説 (数故意犯説)</u> からは、～」
p 115	上から 3 行目 「 <u>現実</u> に行われた」	→以下に修正 「 <u>現実</u> に発生した」
p 116	下から 13 行目 「 <u>危険性</u> を故意に実行し」	→以下に修正 「 <u>危険性のある行為</u> を故意に実行し」
p 117	上から 11 行目 「窒息死させる」	→以下に修正 「 <u>砂末吸引</u> によって窒息死させる」
p 120	上から 3-4 行目 「 <u>現実</u> の発生した犯罪事実」	→以下に修正 「 <u>現実</u> に発生した犯罪事実」
p 128	下から 14 行目 「作用に <u>強</u> い」	→以下に修正 「作用の <u>強</u> い」
p 138	上から 7-8 行目 「 <u>誤</u> まったために」	→以下に修正 「 <u>誤</u> ったために」
p 157	下から 16 行目 「 <u>経済的対価</u> を追及する」	→以下に修正 「 <u>経済的対価</u> を追 <u>求</u> する」
p 159	上から 10 行目 「 <u>信者</u> に <u>対</u> する」	→以下に修正 「 <u>信者</u> に <u>お</u> ける」

p 169	上から 2 行目 「 <u>侵害者の不正な利益を</u> ～」	→以下に修正 「 <u>不正な侵害者の利益を</u> ～」
p 171	上から 8 行目 「 <u>法益侵害秩序を保護する</u> ～」	→以下に修正 「 <u>法秩序を保護する</u> ～」
p 173	下から 8 行目 (2カ所) 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 178	下から 6-7 行目 「 <u>ので、XはAを</u> ～」	→以下に修正 「 <u>ので、Aを</u> ～」
p 186	下から 9 行目および 10 行目 「 <u>拳銃</u> 」	→以下に修正 「 <u>拳銃</u> 」
p 221	コラム内下から 3 行目 「第 5 柏丸事件」	→以下に修正 「第 5 柏島丸事件」
p 251	上から 16 行目 「 <u>予備は未遂以前の準備行為である</u> ～」	→以下に修正 「 <u>予備は未遂より前の準備行為である</u> ～」
p 251	下から 7 行目 「 <u>なお、未遂以前の行為として</u> ～」	→以下に修正 「 <u>なお、未遂より前の行為として</u> ～」
p 254	上から 7 行目 「 <u>占有する財物の占有を自己</u> ～」	→以下に修正 「 <u>占有する財物を自己</u> ～」
p 284	上から 8 行目 「 <u>行為者を奨励することにより</u> ～」	→以下に修正 「 <u>奨励することにより</u> ～」
p 284- 285	下から 1 行目 - 上から 1 行目 「 <u>必要的に減軽される</u> 」	→以下に修正 「 <u>必要的に減免される</u> 」

p 320	下から 1 行目 「ピストルと発射と～」	→以下に修正 「ピストル <u>の</u> 発射と～」
p 322	上から 13 行目および 15 行目 「拳銃」	→以下に修正 「拳銃」
p 324	上から 3 行目および 4 行目および 6 行目 「拳銃」	→以下に修正 「拳銃」
p 351	下から 10 行目 「実行行為で幫助行為を行い～」	→以下に修正 「実行行為 <u>の途中</u> で幫助行為を行い～」
p 365	上から 9 - 10 行目 「業務上の占有者 X にも～」	→以下に修正 「業務上の占有者 <u>でない</u> X にも～」
p 369	上から 4 - 5 行目 「所在を <u>追</u> 求した」	→以下に修正 「所在を <u>追及</u> した」
p 398	コラム内 4 - 5 行目 「加えた場合を『 <u>解消</u> 』をいうとして～」	→以下に修正 「加えた場合を『 <u>解消</u> 』 <u>と</u> いうとして～」
p 413	上から 4 行目 「『成立』するの <u>か否か</u> を検討し～」	→以下に修正 「『成立』するの <u>か</u> を検討し～」
p 433	上から 2 行目 「処すべき <u>時</u> は」	→以下に修正 「処すべき <u>とき</u> は」
p 433	上から 5 - 6 行目 「処すべき <u>時</u> は」	→以下に修正 「処すべき <u>とき</u> は」
p 434	下から 4 行目 「、有期懲役、 <u>禁錮</u> 、～」	→以下に修正 「、有期懲役、 <u>禁錮</u> 、～」
p 434	下から 4 行目	

	「科料と併科される」	→以下に修正 「科料、 <u>没収</u> と併科される」
p 436	上から 6 行目 「自由刑とは、～」	→以下に修正 「自由刑」をゴシック体にする。
p 439	下から 12 行目 「ついては、没収はできない～」	→以下に修正 「ついては、 <u>特別の規定がなければ</u> 、没収はできない～」
p 448	上から 14 行目 「更正することが～」	→以下に修正 「更生することが～」
p 448	上から 17 行目 「または猶予中の者が～」	→以下に修正 「猶予中の者が～」
p 449	上から 7 行目 「改善更正を図る」	→以下に修正 「改善更生を図る」
p 449	コラム内上から 8 行目 「保護監察官が行う」	→以下に修正 「保護観察官が行う」
p 450	上から 6 行目 「刑の執行 <u>停止</u> の言渡し」	→以下に修正 「刑の執行 <u>猶予</u> の言渡し」
p 452	上から 3 行目 「罰金以上の <u>罪を犯した者</u> 」	→以下に修正 「罰金以上の <u>刑に処せられた者</u> 」
p 452	下から 10 行目 「刑訴法 339 条 1 項 <u>4</u> 号」	→以下に修正 「刑訴法 339 条 1 項 <u>1</u> 号」
p 452	下から 9 行目 「決定を <u>言い渡し</u> しなければならない」	→以下に修正 「決定を <u>し</u> なければならない」
p 457	【設問 3】 上から 3 行目	→以下に修正

	「50 万円の罰金～」	「50 万円 <u>以下</u> の罰金～」
p 457	【設問 4】 上から 2 行目 「50 万円の罰金～」	→以下に修正 「50 万円 <u>以下</u> の罰金～」
p 462	上から 12 行目 (3 カ所) 「拳銃」	→以下に修正 「拳銃」
p 466	下から 9 - 8 行目 「ただし、天皇に退位はないから、事実上訴追されることはない。」	→削除

頁数	修正箇所 (3刷)	修正後 (4刷)
p 169	上から 2 行目 「 <u>原則</u> 」	→以下に修正 「要件」
p 183	上から 5 行目 「 <u>原則</u> 」	→以下に修正 「要件」
p 191	下から 13 行目 「(補充性の <u>原則</u> は適用されない)」	→以下に修正 「(補充性の <u>要件</u> は不要である)」
p 191	下から 12 行目 「( <u>法益均衡の原則</u> も適用されない)」	→削除
p 191	下から 12 行目 「反撃行為が～」	→以下に修正 「反撃行為が～」の前で改行
p 210	下から 6 行目 「(3) 補充性 ( <u>補充性の原則</u> )」	→以下に修正 「(3) 補充性」